

役員等報酬規程

社会福祉法人麗寿会

(目的)
第 1 条 この規程は、社会福祉法人麗寿会の理事・監事の報酬等について定めるものである。

(定義)
第 2 条 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)
第 3 条 理事（理事長及び職員としての地位を有する理事を除く）が理事会に出席したときは、1日分の報酬として税引 10,000 円を支払うことができる。
2. 評議員が評議員会に出席したときは、1日分の報酬として税引 10,000 円を支払うことができる。

(理事長の勤務報酬等)
第 4 条 理事長の業務報酬は月額 300,000 円とする。ただし、支給に対しては、原則 勤務時間並びに主な業務を次とする。
(1) 勤務時間 月間 80 時間
(2) 業 務
・運営方針、企画に関する事項
・予算に関する事項
・決算に関する事項
・人事・労務に関する事項
・経理に関する事項

(監事の報酬等)
第 5 条 監事が理事会及び評議員会に出席したとき並びに監事監査を行った際、1日分の報酬として税引 10,000 円を支払うことができる。
なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

(報酬総額)
第 6 条 理事については、年額総額 5,000,000 円、監事については、年額総額 200,000 円とする。なお、職員を兼務する理事への業務報酬は支給しない。

(出張旅費)
第 7 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する旅費は実費を支給する。
2. 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
3. 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
4. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)
第 8 条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則
この規程は、平成 29 年 6 月 19 日より 適用する
平成 30 年 6 月 21 日改正
令和 3 年 6 月 21 日改正